

湖西市農業委員会議事録（10月）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 10 月 14 日（金）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10 月 14 日（金） 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	10 月 14 日（金） 午後 2 時 58 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 13 名 (欠席 1 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	▲				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	7 番		石田 浩章			8 番		高須 俊夫		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 40 号 非農地証明願について 議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 25 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 26 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 27 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和4年10月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号13番の太田達男委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ13人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。お忙しい中ご出席ありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会10月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号7番の石田浩章委員と8番の高須俊夫委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は6件です。

申請番号20番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号20番及び図面のNo.1です。申請地は、 から  のところに位

置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、4612 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、オリーブを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

10 月 8 日に藤下推進委員と現地確認を行いました。申請地はミカン園の跡地ということで、株元だけはまだ残っているんですけども、それ以外の枝等はきれいに片づけられておりまして、草もきれいに刈ってあって、今後オリーブを作付けするということで、この方が重機もお持ちとのことで株を抜くのか間に植えるのかそこまでは確認していないですが、十分耕作してもらえenと思います。問題ないと思います。

事 務 局

申請番号 21 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 21 番及び図面の No. 2 です。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、2087 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、米を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。鈴木真聡委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

先日、佐原推進委員と現地を確認してまいりました。現在、水稻を栽培しているようで、図面でいうと分かれています、実際に現地に行ってみると、一枚の隣の田んぼと大きく作っている、誰が作っているのか確認できませんでしたが、現地ですでに水稻が栽培されており、圃場として管理されておりました。近隣の農地にも水稻が栽培されており、利用は問題ないと思われますので、報告させていただきます。

事 務 局

申請番号 22 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 22 番及び図面の No. 3 です。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]に位置する農地で、今

回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、12127.52 m²の農地を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、米を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。足田委員、補足説明をお願いします。

足田委員

10月11日に荻野推進委員と一緒に現地に確認してまいりました。[] のすぐ北側にあたる場所で、細長い土地を各家が持っているようなところで使い勝手が悪く、その申請地の西側の細長いところが [] さんの所有地になっています。周りを取得して大きくしていこうという意図らしいです。周りはほとんど放棄地になっていますので特に影響はないかと思います。以上です。

事務局

申請番号23,24について一括して説明します。資料は議案書の2ページ、番号23,24番及び図面のNo.4です。23番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。24番の受人は、[] に本社のある法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、太陽光発電設備の申請にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[] から [] のところに位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

申請番号25番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号25番及び図面のNo.5です。25番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。今回、太陽光発電設備の申請にあたり、下部農地の耕作権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[] より [] のところに位置する農地で、審査をしたところ、農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和

要件を満たしているものとして、許可相当と判断しました。

5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

会 長 なければ、私から。申請番号 20 番について、オリーブだということなんですが、
[REDACTED] でやっている方と同じ方ですか。 [REDACTED] の北側。

事 務 局 その方と同一人物かは確認が取れていません。

会 長 昔オリーブの案件があったと思うんですけども、なかなか木が大きくなならない
ところでちょっと心配だったもんですから。

菅沼委員 根が浅いだよね。根が浅いから台風とかで倒れる場合もあるし。

議長(会長) みなさん参考になればということで。

他には何かありますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 38 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 7 件です。

申請番号 26 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 26 番、

図面の No.6 です。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、この度、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、市街地の区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、815 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.16 m²を 192 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員

10 月 7 日に小原推進委員と調査に行ってきました。場所は過去からしばらくの間ずっと荒れ地の状態でありまして、その周辺におきましては、民家があります。そこに太陽光発電が設置されることによって日照につきましては支障がないと思われました。風通しも問題なしです。用排水路は浸透を検討しているという話だもんですから問題ないかと思います。隣の耕作地に置かしても、支障はないと思いますけれど、その場所がですね、両サイドの耕作地よりも約 40 c m 位高く、地面と同じ高さまで上げてあるんですよね。なので、隣の耕作されている方から漏水等の対応がないようにお願いしますという内容だけは聞いてまいりました。北側につきまして駐車場になっております。そういうことで、特に全体的にみて支障がないと判断しましたもんですから問題ないという判断をしてきました。以上です。

事務局

申請番号 27 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 27 番、図面の No.7 です。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、この度、資材置場を設けるための申請に及んだものです。[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、県道と原野等に分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたと

ころ、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。許可後は碎石敷きにし、雨水は自然浸透させる計画であることから周囲への影響は軽微であると判断しました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。高須委員、補足説明をお願いします。

高須委員

10月8日に深田推進委員と現地を確認してきました。場所は[REDACTED]に抜けるところで、該当の箇所は、東側は道路、西側は水路で、その上の方は山、それから南の方は従来申請があったソーラーパネルが3回にわたってつけてあって、該当の箇所は少し下がって、セイタカアワダチソウとかが人の高さ以上にあって、不毛の地帯みたいな感じですが、そこを砂利を入れてソーラーパネルの同じレベルまで砂利を入れて、資材を置くということなんで、ちゃんと綺麗になっていいんじゃないかと思うので、この申請の資材置場として使ってもらうには十分かと思いました。以上です。

事務局

申請番号28番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号28番、図面はNo.8です。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、太陽光発電事業を事業とする法人で、この度、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、鉄道と山林等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。審査をしたところ、事業計画は、1058 m²の土地に太陽光パネル1枚あたり2.58 m²を340枚設置して発電し、発電能力は49.5 k wで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員

10月8日に藤下推進委員と現地確認を行いました。ここは今なにも耕作されていなくて草が生えている状態で、西側と南側が道路、それから東側は山林です。

北側はご本人の土地が残っているということで、問題ないかと考えます。以上です。

事務局

申請番号 29 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 29 番、図面の No. 9 です。申請番号 28 番と同じく、申請者は、[REDACTED] に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] のところに位置し、鉄道と山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、事業計画は、991 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.58 m²を 166 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員

ここも先ほどの 28 番と同じ同居の家族の所有地で、同じ日に藤下推進委員と確認しました。ここも太陽光計画されている土地の南もご本人の土地であり、28 番の案件との間の山林もこの方の所有ということで何ら問題ないかと考えます。以上です。

事務局

申請番号 30 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 30 番、図面は戻りまして No. 4 です。賃借人は、3 条の申請番号 24 番と同じ法人で、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 375 w、1.82 m²の太陽光パネルを 268 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1665 m²のうち支柱部分 2.73 m²の転用で配置計画からみて

も転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は榦を 10a あたり 121 株作付する予定となっており単収見込みが適当であること、雨水は自然浸透させることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日、伊藤推進委員と現地を見てまいりました。自分の作っている耕作地の近くで、北側は道ですけど行き止まりです。申請で出ている畑の奥にも二枚くらい細帯の畑があるのですが、もう今耕作放棄地状態です。今お話に出ている畑も、申請された方の親父さんが点々とその辺畑を買っているんですけども、その方が少し前に亡くなりまして、お母さんと娘さん 2 人で多少草刈りをしているんですけど、どこも手が付けられないような状態です。南側の畑も管理されて草は刈られているような畑ですが、現在は耕作されておりません。現地の畑ですが、柿の木が植えてあったり、いろいろしてるんですけども、うちでは管理できないということで今の太陽光に貸すような話になったように聞いております。以上です。

事務局

申請番号 31 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 31 番、図面は戻りまして No.5 です。賃借人は、3 条の申請番号 25 番と同じ法人で、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]より[REDACTED]のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 375 w、1.82 m²の太陽光パネルを 268 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 2910 m²のうち支柱部分 2.42 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は榦を 10a あたり 120 株作付する予定となっており単収見込みが適当であること、雨水は自然浸透させることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区か

ら意見書が提出されたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員 10月10日に松井推進委員と現地確認に行ってきました。申請地の北側には既に営農型太陽光が設置されておりまして、あとの三方は全て畑になっておりまして、何ら問題はないと思います。

事 務 局 申請番号32番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号32番、図面はNo.10です。賃借人は建設業を営む者で、この度資材置場を取得するために申請に及んだものです。申請地は、 から に位置する農用地区域内です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は、188 m²の土地に残土置場、資機材置場を設置する計画であり、転用面積は適当と思われます。雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員補足説明をお願いします。

鈴木委員 これも先ほどと同様、佐原推進委員と見に行ってまいりました。 に線路の南側の の造成に伴う土砂の流れ込みをお知らせするために重機を入れるとのことで資材置き場にしたいとのことで申請がありました。この土地は以前同じく の高圧線の鉄塔の移動のときにはほかの会社が一時的に資材置き場として転用していたところでした。北側と西側に水路がありますので排水の問題はなく、資材置き場として日照等の問題もないかと思います。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

山本委員 自然浸透というのは、横に排水路があるから自然ではないですよ。排水路は使うということです。自然浸透は逃げ場がないから下に自然に浸透していくという意味ではないですか。

事 務 局 そうですね。水路へ流れる部分はあると思います。

山本委員 もしそれが畑の場合は土が出て埋まってもということになるけど、ソーラーパネルの場合はほぼ直接出ていくじゃないですか。そうなった場合の、この間の大雨になったような場合の、詰まった場合の、原状回復するのは地主ですか。

事 務 局 聞いていく先は地主です。地主がどういう契約をしているかまでは私たちは求めているので、そこは地主でしか私たちはわからないので、どちらが直すのかはその契約で決めてもらえればというところで。

山本委員 災害があってもか。

事 務 局 災害は別です。災害認定するかは通常管理をちゃんとしていましたかとかそういうところで判定するもんですから。災害雨量というのは決まっています。ただ、通常管理をしていたかどうかというのは、

山本委員 通常管理というのは、草刈りをしているとかというのか。

事 務 局 除草剤撒いていないかとか草刈りを行っているかとか、ちゃんと耕作してましたかとか、国の災害認定を受けて直すというのは、もっと細かいのもたくさんありますが、規定としては基本的には国と県と市と所有者で直すというところ。

山本委員 自分の区間だけ直せばいいということか。

事 務 局 その通常管理が基本的に農地災をとる場合というのは、個人のところで 40

万円以上かかるような工事で、他にも通常管理して他の影響もあるようなところを直すので、自分のところだけ直すとなると、通常管理というところでハードルが高いかなと。

菅沼委員 もし何かあった場合は、基本的には、業者と地主の話の中で自己回復するしかないということですね。

事 務 局 法律上、3000 m²超える超えないというのもあって、ある一定の面積以上だったら調整池作りなさいよだとかというのはありますので。

菅沼委員 以前なら土も流れ出なかったところが、太陽光をやったがために、土が道路に流れ出るような状況も多々あると思うんですよ。そういう時に、誰がそれを復旧するのという話。

事 務 局 道路管理者から連絡が行くのは地主です。太陽光だけでなく、耕作されている方も結構あります。基盤整備して年数も経過しているので、あとは使用方で土砂が出る場合もありますけども、それは耕作者だったり地主さんに水路を掘ってもらったり、法面を直してもらったりというのはしています。

会 長 基本的に、農地災害で拾ってもらえるような、そこだけじゃなくてね大規模に復旧が生じた場合に申請して補助金を使って復旧するのはあるんだよね。

事 務 局 あります。

会 長 だけど、今の話でいくと、個別の災害復旧で拾えんようなやつは基本的には地主のところに責任がいく。そう考えればいいですか。

事 務 局 そうです。

鈴木委員 先ほどの白須賀の太陽光ですけども、一回の申請では調整池とかなくて、そ

れが一続きで大きくなったときに、別々で申請しているので、調整池はなくてもいいってことですか。結果的に一枚の大きい太陽光になることがありますよね。そうすると一回ごとに調整池作らないぎりぎりのサイズで何回かに分けて申請していくときに、実質的に大きい面積になったときに、処理できなくて道路に流れてしまうだとか若しくは法面が崩れたりだとかあった場合の対応というのは、それはそれで調整池作らなくてもいい面積だから仕方ないとなってしまうのか。

事務局 法律上はそうなります。

山本委員 現状はどうにもならないということですね。

議長(会長) 他になれば採決に入ろうと思いますが、いかがですか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 39 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 40 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 5 番について説明します。議案書の 8 ページ、番号 5 番、図面の No. 11 をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]より[REDACTED]のところに位置します。現状は山林で、非農地となった経緯は減反政策により水田としての管理を辞めたためとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と考えます。石田浩章委員補足説明をお願いします。

石田委員

10月5日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は[REDACTED]の北側の山林で、元は田んぼでしたが、今は周囲の山と一体化したような状況です。また写真のように、現地に行く道路もないため、非農地証明を交付することに特に問題はないと思いました。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第40号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第41号土地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書10ページをご覧ください。

公告予定が10月20日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計3筆、2619㎡であります。

以上で、利用集積計画についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第41号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします

事務局

議案書12ページをご覧ください。

報告事項第25号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件あ

りました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 14 ページをご覧ください。報告事項第 26 号について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。報告事項第 27 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、別紙「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」（議案書 18 ページ）をご覧ください。報告事項第 28 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長（会長） ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 回りの定例会は、11 月 15 日（火）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

（その他連絡事項）

議長（会長） 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖

西市農業委員会 10 月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 58 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 石田 浩章

委 員 高須 俊夫